

【シンガポール事務所】COVID-19 にかかる所管国の対応状況（2020年9月22日10:00現在）

※表中の括弧書きの日付は発表日

国名（感染者数等）	出入国規制	その他（国内対策等）
インドネシア ・感染者：248,852名 ・死亡者：9,677名	<ul style="list-style-type: none"> ●労働許可証保有者等の一部を除く外国人の入国禁止（3月31日） ●8月20日から中国との間でビジネス渡航を再開（8月20日） ※7月29日にUAE、8月17日に韓国との間でビジネス渡航を再開済 ●バリ州が、9月11日から予定していた海外観光客受入れを当面延期（8月22日） ●シンガポールとの間で、渡航再開に向けた協議を開始する旨を発表（8月25日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●5月29日以降も緊急事態宣言を延長（5月27日） ●航空機での国内移動の際に必要な陰性証明書の有効期間を14日間に緩和（6月26日） ●ジャカルタ特別州周辺の一部地域で実施されている大規模な社会制限（学校休校、娯楽施設の閉鎖、在宅勤務の実施）の延長（9月21日） ●ジャカルタ特別州※は、一部規制を緩和して実施していた大規模な社会制限を9月14日から再強化（9月9日） ※同州では、4月10日に大規模な社会制限を開始し、6月に移行期間第1フェーズとして一部緩和した後、数回の延長を経て、9月10日まで当該取扱を継続していた。
カンボジア ・感染者：275名 ・死亡者：0名	<ul style="list-style-type: none"> ●国民の欧州、米、イランへの渡航を禁止（3月15日） ●欧州、米、イランから帰国した国民は14日間隔離（3月15日） ●ビザ免除措置、観光ビザ及び到着ビザの発給停止を無期限延長（4月16日） ●伊、独、西、仏、米、イランからの外国人の入国禁止措置を解除（5月20日） ●全入国者にPCR検査実施（5月20日） ●PCR検査の結果、同一フライトに陽性の者がいなかった場合でも、全乗客は入国後14日間の自主隔離（6月10日） ●6月11日以降に入国する外国人の防疫措置に係る費用（検査費、指定施設滞在費等）は自己負担と発表（6月11日） ●6月19日から一定の条件下でビジネス関係者、学生等を対象にベトナムとの国境旅行制限を撤廃（6月23日） ●8月1日からマレーシアとインドネシアからの航空便の着陸を当面停止（7月27日） ●8月13日からフィリピンからの航空便の着陸を当面停止（8月11日） ●9月8日から日本との間で長期滞在者の往来を再開（9月1日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●タイとカンボジアの国境が貨物を除き閉鎖（3月22日） ●6月1日から博物館を再開（5月20日） ●6月1日から無観客及び選手、コーチ等100人以下の状況でのスポーツイベント等を再開（5月25日） ●南部のリゾート地・シアヌークビルの公共ビーチを国内外の観光客に解放（6月9日） ●プノンペン市が、クラブやカラオケをレストランに改造しての営業再開を許可（7月8日） ●個人やグループで行う全てのスポーツやエクササイズ等の屋外活動を再開（7月28日） ●一定の条件下で、映画館を再開（8月7日） ●一定の条件下で、9月11日からモスクでの金曜礼拝を再開（9月5日） ●一定の条件下で、教育機関を限定的に再開（全国の中学・高校の最終学年、一部地域では幼稚園から高校までの全て）（9月8日）
シンガポール ・感染者：57,606名 ・死亡者：27名	<ul style="list-style-type: none"> ●6月2日から一定の条件下でのトランジットを再開（5月20日） ●6月8日から中国（上海等の6都市・省）との間でビジネスまたは外交上重要とみなされる渡航を再開（6月3日） ●8月10日からマレーシアとの間で、一部対象者（重要な商用・公務目的の渡航者、長期就労ビザ保有者）の両国間の移動を再開（7月14日） ●8月10日以降に入国し、指定施設以外の場所で14日間の隔離を行う者は、政府が支給する電子追跡デバイスを常時着用（12歳未満は免除）（8月3日） ●9月1日から、入国前にブルネイ、ニュージーランドで14日間滞在していた渡航者について、PCR検査等を課した上で入国後の隔離を免除（8月21日） ●9月1日から、入国前に豪州（ビクトリア州除く）、マカオ、中国、台湾、ベトナム、マレーシアで14日間滞在していた渡航者について、自宅等で入国後7日間隔離※（8月21日） ※これらの国・地域以外は、指定施設で入国後14日間隔離 ●インドネシアとの間で、渡航再開に向けた協議を開始する旨を発表（8月25日） ●タイとの間で、渡航再開に向けた協議を開始する旨を発表（8月26日） ●ブルネイとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往来を再開することに同意（9月1日） ●9月4日から韓国との間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往来を再開することに合意（9月2日） ●9月17日から入国前14日以内にインドへの渡航歴のある者（国民、永住権者除く）に、陰性証明書（3日以内）の提示を義務化（9月9日） ●9月18日から日本との間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往来を再開することに合意（9月11日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●外出時のマスク着用を義務化（4月14日） ●6月2日から3段階に分けて行動規制を緩和していく方針を発表。6月2日から始まるフェーズ1では、小売店や一部のサービスを除き、感染可能性の低い業種の事業所や学校を段階的に再開（5月19日） ●6月19日からフェーズ2に移行し、一定の条件下での外食や小売業再開、5人までの集会等を許可。また、6月29日から学校（高等教育機関除く）を完全再開（6月15日） ●7月1日から一定の条件下で図書館を再開（6月24日） ●7月1日から一定の条件下でカジノ、テーマパーク等を再開（6月28日） ●7月13日から一定の条件下で映画館を再開（7月3日） ●国内のホテルに対し、国内宿泊客受入を許可（7月15日） ●8月4日から結婚式・葬式等への出席者の上限人数を拡大（7月30日） ●エレベーター及び同乗降ロビーにおけるソーシャルディスタンスの免除、9月1日から公共スペースでの屋外エクササイズクラスの再開等を発表（8月21日） ●9月1日から図書館を本来の開館時間に変更（8月28日） ●9月11日から観客上限50人等の一定の条件下でライブ公演等を試験的に再開（9月3日） ●10月1日から政府の承認を受けた上で、参加者上限250人等の一定の条件下でMICEを試験的に許可（9月7日） ●接触者追跡デバイスの全住民への配布を発表（9月11日） ●9月18日から政府の承認を受けた上で、観光施設の収容人数上限を現行の25%から50%まで引上げを許可（9月16日）
タイ ・感染者：3,511名 ・死亡者：59名	<ul style="list-style-type: none"> ●7月1日から労働許可証保有者、外国人学生等に入国を認めるとともに、各種防疫措置等※を実施（6月30日） ※入国時に陰性証明書（3日以内）及び入国承認状を提示。入国後、14日以上施設隔離と2回のウイルス検査を実施。 ●7月3日から国際線航空機の離発着制限を緩和（7月2日） ●10月1日からプーケット等で外国人観光客の受入を再開（8月19日） ●シンガポールとの間で、渡航再開に向けた協議を開始する旨を発表（8月26日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●6月15日から全土の夜間外出禁止措置を解除（6月12日） ●6月15日からバンコク市内の地下鉄やバス等の運行を正常化（6月15日） ●7月1日から学校を再開（6月27日） ●7月1日から一定の条件下で、娯楽施設を含むほぼ全ての施設（闘牛、闘魚等を除く）を再開（6月30日） ●9月30日まで非常事態宣言の延長を発表（8月25日）
フィリピン ・感染者：290,190名 ・死亡者：4,999名	<ul style="list-style-type: none"> ●全在外公館において査証発給を一時的に停止するとともに、ビザ免除措置を一時的に停止（3月19日） ●8月1日から、一定の条件下で移民ビザ（永住権）保有者の入国を許可（新規ビザ発行停止は継続）（7月21日） ●フィリピン人の海外渡航許可を再度停止（一部、特定の条件を満たした者のみ特例的に許可）（7月21日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●5月3日から全ての国際空港の運用を一時的に停止、5月10日以降は特定の航空便に限り発着を許可（5月9日） ●一部の地域を除き、一定の条件下で、レストラン、カフェ、バーでの食事を夜9時まで許可（6月22日） ●8月に延期されていた学校年度の開始時期（本来は6月）について、10月5日へ再度延期（8月14日） ●フェイスシールドについて、空港、公共交通機関、職場から範囲を広げ、商業施設等屋内の公共施設でも着用を義務化（8月20日） ●9月1日から30日まで、二段階のコミュニティ隔離レベルを三段階に見直した上で隔離措置を継続（8月31日） ●公共交通機関における乗客間距離の段階的な縮小方針（9月14日発表）を撤回（9月17日） ●災害事態宣言を2021年9月まで延長（9月18日）

<p>ブルネイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：145名 ・死亡者：3名 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民は特別な理由がない限り、出国禁止（3月16日） ●外国人の入国禁止（トランジット含む）（3月23日） ●シンガポールとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往來を再開することに同意（9月1日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●8月3日からモスク、その他の宗教施設等の活動範囲を拡大（7月22日） ●8月17日から再開済みの小、中、高校等の教育機関、飲食店、スポーツ施設、博物館、ゲーム施設等の活動範囲を拡大（8月13日） ●9月7日から再開済みの高齢者向け施設の活動範囲拡大及び350名までの集會を許可（9月3日）
<p>ベトナム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：1,068名 ・死亡者：35名 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本に対するビザ免除措置を停止（3月19日） ●ラオス、カンボジアとの国境を閉鎖（3月31日） ●7月1日以降、日本を含む80か国へのビザ発行を決定（5月26日） ●9月15日から東京、広州、台湾、ソウル、同22日からプノンペン、ビエンチャンへの航空便を週2回上限で再開（外交官や特定職種及び帰国する国民等に限る）（9月15日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハノイ市は感染拡大防止策（マスク着用、デマ情報を投稿しないこと等）に違反した者への罰則を導入（4月4日） ●必要不可欠な分野以外（ディスコとカラオケを除く）の営業再開を許可（5月7日） ●ディスコとカラオケの営業再開を許可（6月9日） ●ホーチミン市では、8月5日から、公共の場におけるマスク非着用者への罰則を導入（8月4日） ●クラスターとなる疑いのある特定の施設・フライトを訪問・利用した者に対し、保健当局に連絡し自宅隔離を行うこと等の要請を継続的に発出（8月10日） ●ダナン市では、9月11日から、集會の人数制限引下げなど、感染防止策を一部緩和（9月10日） ●ハノイ市ではバーやカラオケ、歩行者天国の再開など、感染拡大防止策を一部緩和（9月16日）
<p>マレーシア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：10,276名 ・死亡者：130名 	<ul style="list-style-type: none"> ●7月24日以降に入国する全ての者に、入国後の14日間の施設隔離及びウイルス検査を実施（7月23日） ●8月10日から、シンガポールとの間で新たな枠組みによる一部対象者（重要な商用・公務目的の渡航者、長期就労ビザ保有者）の往來を再開（8月9日） ●9月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月1日） ●9月7日から感染者数が15万人を超える国からの外国人（長期滞在ビザ保有者含む）の入国を禁止（9月4日） ●国民及び永住権保有者の外国人配偶者と子供を対象に長期滞在ビザ未保有者の入国申請を許可（9月14日） ●9月21日から、事前の入国許可申請を免除されていた一部の駐在員等にも義務付ける一方、一時出国・再入国の対象に、緊急の場合のほか、公務・商用等を追加（9月18日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●7月1日から全国の幼稚園、保育園を再開（6月15日） ●上限250名等、一定の条件下での會議、セミナー等の開催を許可（6月17日） ●国民の雇用確保のため年末まで新規の外国人労働者の受け入れを凍結（6月22日） ●7月1日からスパ、マッサージ等の営業再開（6月26日） ●7月15日から小、中学校等の活動範囲を段階的に拡大（7月2日） ●7月15日からカラオケ、屋内遊園地など娯楽施設の営業を再開（7月10日） ●8月1日から公共交通機関に加え混雑した公共の場所でのマスク着用を義務化（7月29日） ●8月31日に終了予定としていた、回復のための活動制限令を12月31日まで延長（8月28日）
<p>ミャンマー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：6,471名 ・死亡者：100名 	<ul style="list-style-type: none"> ●14日以内に中国（湖北省）、韓国（大邱市、慶尚北道）に滞在した外国人の入国禁止（3月15日） ●隣接する国との国境を封鎖（3月19日） ●9月30日まで、国際線の民間旅客機の着陸禁止を延長（8月27日） ●9月30日まで、全てのビザ（外交、国連機関等除く）の発給停止を延長（8月29日） ●9月30日まで、外国人に対する21日間※の隔離措置を延長（8月29日） ●※航空機搭乗前の7日間（自宅隔離）、入国後に7日間（施設隔離）に続き、7日間（自宅隔離）の合計21日間 ●9月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月1日） ●9月11日から帰国した国民の隔離期間を28日間から21日間に短縮（施設隔離14日間、自宅隔離7日間）（9月10日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●5月13日からヤンゴン地域内でのマスク着用を義務化（5月12日） ●8月16日から職場や許可を受けたレストラン等での30人未満の集會を許可（8月13日） ●8月27日から、7月に再開された全国の高校を再度閉鎖（小学校、中学校は閉鎖を継続）（8月26日） ●9月2日から首都ネーピードーへの入域規制を強化（9月1日） ●9月11日から10月1日まで、ヤンゴン地域全住民の他地域への出域を禁止（9月10日） ●9月21日からヤンゴン地域の一部で実施中の自宅待機等の行動制限を同地域全域に拡大（9月20日）
<p>ラオス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：23名 ・死亡者：0名 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国へ渡航する全ての者（国民、居住者）に陰性の証明書の携行を義務化（7月8日） ●外国人の入国に係る手続き等（事前の入国許可、陰性証明書の提示、入国後14日間の隔離等）を発表（7月31日） ●ベトナムと中国との間で、外交官や技術者等の二国間往來にかかる新方針の協議を開始（8月7日） ●9月30日まで、国境閉鎖とビザ発給一時停止を延期（8月31日） ●9月30日まで、緊急の必要がある一部の外国人（外交官、国際機関職員等）の入国許可を延長（8月31日） ●9月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月1日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●娯楽施設（カラオケ、バー等）の閉鎖（3月29日） ●政府は19名の全感染者が回復し、59日間新規感染者が発生していないことから、勝利宣言を発表（6月11日） ●9月30日まで、通常出勤・国内移動許可、営業許可の対象拡大（工場、映画館、ナイトマーケット等）、学校の再開等の緩和措置を延長（8月31日） ●9月30日まで、一定条件下での、スポーツ競技（有観客）・伝統行事・集會・結婚式の開催、カジノの再開等の許可を延長（8月31日） ●飲食店の営業時間を23時まで制限（8月31日）
<p>インド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：5,562,663名 ・死亡者：88,935名 	<ul style="list-style-type: none"> ●外交、公用、国連、就労、プロジェクトビザ以外の全てのビザの効力を停止（3月12日） ●隣接する国との国境を封鎖（3月16日） ●6月1日からチャーター便利用でのビジネス目的による入国を許可（6月1日） ●米、独、仏等との間で実施している航空便運行の規制緩和に、日本を含む複数の国を追加。（9月19日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ムンバイ市等では、公共の場でのマスク着用を義務化。違反者へは罰則が科される（4月8日） ●9月1日から規制緩和第四段階を開始し、9月7日からの地下鉄再開、9月21日からの100人までの集會許可等を発表（学校、映画館等施設は閉鎖を継続）（8月29日） ●9月21日からタージマハル等の公開を再開（9月21日）
<p>スリランカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者：3,299名 ・死亡者：13名 	<ul style="list-style-type: none"> ●到着ビザの発給を停止（3月11日） ●14日以内に伊、韓国、イラン、澳、デンマーク、仏、独、蘭、スウェーデン、西、スイス、バーレーン、カタール、英、ベルギー、ノルウェーへの滞在歴がある渡航者は指定施設で14日間隔離（3月17日） ●感染が収まるまで、旅客船での入国を禁止（3月22日） ●8月1日から、政府のガイドラインの下での観光客受け入れを再開（6月5日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●6月28日から外出禁止令を解除（6月28日）

7月22日、日本政府は、当事務所所管国（マレーシア、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、シンガポール）を含む計12か国・地域との間で必要不可欠なビジネス往來の再開に向けた協議を開始する方針を決定した。なお、6月18日には、同じく当事務所所管国のベトナムとタイについても、同様の方針を発表している。